

資料4-2 <旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）>（（旧）ホール棟） 不適合項目代替措置

不適合項目及び代替措置の考え方（協議中）

建築基準法適合表（法抵触部分のみ抜粋）

旧滄浪閣(伊藤博文邸跡・旧李王家別邸)((旧)ホール棟) (主要用途:博物館)	
建築基準法	<p>NG</p> <p>延焼のおそれのある部分の開口部が防火設備ではない</p> <p>【代替措置等の考え方】 下記の措置を講ずること、本規定の不適合を問題ないと判断する。 ・出火防止:電気配線の改修、漏電遮断器、感震ブレーカー、火気不使用、放火防止のための機械警備、全館禁煙 ・火災拡大防止:消火器、自動火災報知設備、漏電火災報知設備、屋内消火栓 ・近隣への延焼防止:炎感知器、放水銃、ドレンチャー ・消防活動の円滑性:火災通報装置、消防隊が建物まで近接できる園路を確保、防火水槽 ・避難安全性の確保:誘導灯、放送設備、内部見学順路からの緊急時避難経路の確保、避難経路上の戸を常時開放、多数利用者が予測される場合は警備スタッフの配置・入場の制限、従業員等への避難誘導の指導教育、避難時の適切な誘導</p>
	<p>NG</p> <p>1階の床高さが一部450mm未満</p> <p>【代替措置等の考え方】 床下の土面に、防湿フィルムや防湿材を敷き込み、床下の湿度環境を向上させる</p>
	<p>NG</p> <p>バルコニー手すりの高さが1.1m未満</p> <p>【代替措置等の考え方】 バルコニーへの立入禁止又は手すりに近づかないよう注意喚起表示などを設置</p>
	<p>NG</p> <p>排煙設備を有しない</p> <p>【代替措置等の考え方】 「法第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)」参照。</p>
	<p>NG</p> <p>非常用照明を有しない</p> <p>【代替措置等の考え方】 「法第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)」参照。</p>
	<p>NG</p> <p>準不燃材料で仕上げられていない室を有する</p> <p>【代替措置等の考え方】 「法第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)」参照。</p>

